

令和7年5月29日
総務部人事課

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」(平成15年7月1日施行)に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 減 給

業務に関係ない個人情報の不正閲覧

被 処 分 者	主事 25歳
事案の内容	被処分者は、令和6年11月頃、飲食店店員1名の住民情報・税情報を、事前に当該店員から聞き取っていた氏名等の情報をもとに、業務システム端末にて不正に検索し、閲覧した。さらに、令和7年2月初旬、自身の転居先住所を業務システム端末にて不正に検索し、その転居先に住民登録されていた1名の住民情報を閲覧した。
処分の内容	減給5分の1 4月
発令年月日	令和7年5月29日
根 拠 規 定	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号